

第18 レクリエーション資源

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

レクリエーション資源の状況

ア 位置、種類、規模、特性等の状況

イ 利用状況

ウ 周辺の状況

【解説】

環境影響評価の対象とする「レクリエーション資源」とは、第1章の別表1に示すとおり、自然的特性を主として利用するレクリエーション資源をいい、不特定多数の利用が可能であり、自然とのふれあいや自然からの恩恵の享受が重要な要素となっているものをいう。

レクリエーション資源の状況を調査するに当たっては、広く一般に知られたものだけでなく、地域住民に親しまれている「身近な自然（雑木林、原っぱ等）」についても対象とする。

レクリエーション資源の周辺の状況とは、レクリエーション資源の周辺の地形、植生、アクセスに用いられる交通網等の状況のことである。

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

【解説】

レクリエーション資源の状況の調査方法については、以下を参考とする。

ア 対象とするレクリエーション資源の利用のピーク期、オフピーク期等を考慮して、その季節変動を明らかにする。

イ 現地調査は、対象となるレクリエーション資源の特性等を考慮して行う。

ウ 地域住民が行う自然とのふれあい活動やアクセスルートの実情等は、既存資料では得られない情報が多いため、必要に応じて地元自治体や近隣住民への聞き取り調査や現地調査を行う。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

レクリエーション資源の特性を踏まえて対象事業によりレクリエーション資源が影響を受けおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

レクリエーション資源の特性を踏まえて調査地域におけるレクリエーション資源に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

レクリエーション資源の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

【解説】

レクリエーション資源の利用形態は季節的な変化が大きい点を十分考慮して適切に設定する。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

(2) 予測方法

対象事業によりレクリエーション資源が受ける影響について、類似事例を参考にする方法等により予測する。

【解説】

直接的な改変による影響はもちろんのこと、騒音や夜間照明等の間接的な影響も考慮し、利便性、快適性、利用者の属性等の変化を明らかにする。

対象事業の工事及び供用により新たに創出されるレクリエーション資源の状況も対象とする。なお、施設の計画に当たっては、その資源に対する潜在的な欲求を十分考慮し、施設の利用人員等が、地域の自然の持つ収容能力を超えることのないように注意する。

類似事例以外には、地域のレクリエーション資源に関する専門家等の意見を参考とする。

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を適切に把握できる地点とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時

ア 工事の実施

影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。

3 評価の手法

レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

【解説】

レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについての評価においては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法等を用いて評価を行い、評価の根拠及び検討の経緯を明らかにする。

「その他の方法により環境の保全等についての配慮」とは回避若しくは低減が困難な場合に検討した代償措置のことを言う。

代償措置を行った場合は、回避若しくは低減が実行不可能な理由について記載する。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行ったレクリエーション資源について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査行う。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

【解説】

対象事業による影響が予測地域以外にも及ぶことが事業着手後に明らかとなった場合には、当該地域を事後調査地域に加え適切な調査地点を設定する。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

(空白ページ)